

は じ め に

工業統計調査は、明治 42 年に始められた伝統ある統計調査です。大正 9 年からは毎年継続して行われ、昭和 22 年から指定統計調査（通商産業省 = 現 経済産業省 = 所管指定統計第 10 号）に組み入れられ、毎年 12 月 31 日現在で実施されています。

この調査の目的は、製造業の事業所に対して、その生産のために使用された生産要素及び生産活動の成果等を調査して、わが国の製造業の実態を明らかにするとともに、生産活動に関する基本的な資料を提供しようとするものです。

この報告書は、平成 13 年 12 月 31 日現在で実施された工業統計調査の京都市独自集計の結果であり、本市の製造業の分布状況や生産活動の実態を構造的に明らかにしようとするものです。広くご活用いただき、ご意見等をお聞かせ願えれば幸いです。

この報告書を作成するにあたり、この調査の実施にご協力くださいました事業所をはじめ、調査員並びに関係各位に深く謝意を表します。今後の調査におきましても、なお一層のご協力をお願いします。

平成 15 年 3 月

凡 例

- 1 工業統計調査には、甲調査（従業者 30 人以上の事業所を対象）、乙調査（同 29 人以下の事業所を対象）があります。この結果報告書は、平成 13 年の甲調査及び乙調査の結果を収録したものです。
- 2 調査期日現在において、操業準備中及び休業中の事業所は含まれていません。
- 3 産業分類は、原則として日本標準産業分類によって行っています。
- 4 統計表中の符号の用法は、次のとおりです。
 - 「 - 」……………皆無または該当数字がないもの
 - 「 x 」……………秘匿数値（注：該当事業所数が 2 以下の場合、その内容数値を秘匿しています。また、秘匿すべき数値が前後の関係から判明しないよう、3 以上の場合でも最小限秘匿した箇所があります）
- 5 本表の数字は、京都市で集計した概数であり、後日、経済産業省経済産業政策局調査統計部において公表される数字と相違することがあります。
- 6 金額は、調査票では「万円」まで記入することとなっていますが、「調査結果の概要」においては集計上「百万円」単位となっていますのでご注意ください。また、単位未満を四捨五入したため、総数とその内訳の合計は一致しない場合があります。
- 7 「調査結果の概要」の平成 13 年までの数字については、本市の集計による概数を用いています。
- 8 平成 13 年調査は、従業者 3 人以下の一部の事業所（特定業種）と、従業者 4 人以上の事業所について調査をしています（昭和 56 年から、西暦の下 1 ケタが 0, 3, 5, 8 の年のみ、全事業所について調査しています）。資料の利用にあたり留意してください。
なお、従業者 3 人以下のいわゆる特定業種の事業所については、統計表第 10 表に掲載していますのでご活用ください。
- 9 平成 14 年 3 月に改訂された日本標準産業分類が同年 10 月から適用されていますが、平成 13 年調査結果は改訂前の産業分類による集計となっています。また、産業中分類は略称を使用しています。